

第 2 回において議論することが考えられる主な論点（案）

1 想定事例 1 について

(1) パブリシティ権侵害について

想定事例 1 に関する資料 8-2 の記載のうち、主に次の各点についてどのように考えるか。

ア 俳優 X の肖像が有する顧客吸引力の判断について、どのような事情が考慮されるべきか。(資料 8-2 第 2 の 1(2))

イ 想定事例 1 において俳優 X によく似た顔の者を出演させる動画を生成して利用することは、俳優 X の「肖像等」の使用といえるか。本人の肖像との同一性又は類似性の判断に当たり、どのような事情が考慮されるべきか。(資料 8-2 第 2 の 1(3)ア(7))

ウ 本件動画 1 を公開して SNS 視聴者から収入を得たり、広告収入を得たりすることは「商品等」として使用するものといえるか。(資料 8-2 第 2 の 1(3)ア(1))

エ 本件動画 1 が俳優 X の肖像を「独立して」鑑賞するもの（第 1 類型）又は「差別化を図る目的」がある（第 2 類型）といえるか。これらの要件の判断に当たり、どのような事情が考慮されるべきか。(資料 8-2 第 2 の 1(3)イ及びウ)

オ 本件動画 1 が俳優 X のパブリシティ権を侵害するものであることを前提に、俳優 X の損害額の範囲について、どのように考えるか。(資料 8-2 第 2 の 1(4))

カ 本件動画 1 が俳優 X のパブリシティ権を侵害するものである場合に、俳優 X の差止請求（削除請求、廃棄請求）について、どのように考えるか。(資料 8-2 第 2 の 1(5))

(2) 想定事例 1 における不正競争防止法の適用について、パブリシティ権侵害との間で、その適用範囲や請求主体について、どのような点に差異があると考えられるか。(資料 8-2 第 2 の 2)

2 想定事例 2-1、2-2 について

(1) パブリシティ権侵害について

想定事例 2-1、2-2 に関する資料 8-2 の記載のうち、主に次の各点についてどのように考えるか。

ア 歌手X及び声優Xの声が有する顧客吸引力の判断について、どのような事情が考慮されるべきか。(資料8-2第3の1(1))

イ 歌手X及び声優X(キャラクターC)の声によく似た歌声で歌っている音源を生成して利用することは、歌手X又は声優Xの「肖像等」の使用といえるか。本人の声との同一性又は類似性の判断について、どのような事情が考慮されるべきか。(資料8-2第3の1(2))

ウ 本件音源2-1に「AI歌手XにAの曲を歌わせてみた」とのタイトルが付されていた場合、パブリシティ権侵害の判断に影響があるか。(資料8-2第3の1(3))

エ Yが使用した生成AIアプリを提供する事業者の当該アプリの提供行為がパブリシティ権侵害となる場合があり得るか。実在の著名人と同一又は類似の肖像を生成することが容易な画像生成AIを、当該容易性をセールスポイントとして販売する場合にはパブリシティ権侵害になり得るとの考え方に立つ場合、声についても同様に考えることができるか。また、学習用データセットの提供行為がパブリシティ権侵害となる場合があり得るか。(資料8-2第3の1(5))

(2) 想定事例2-1、2-2における不正競争防止法の適用について、パブリシティ権侵害との間で、その適用範囲や請求主体について、どのような点に差異があると考えられるか。(資料8-2第3の2)

3 想定事例3について

想定事例3について、パブリシティ権の3類型又は3類型以外の「など」の該当性の判断に当たり、どのような事情が考慮されるべきか。(資料8-2第4)

以上